

質問 1. 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議について

最初に、G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議についてであります。昨年の第三回定例会でも種々質問させていただきましたが、政策重点化方針二〇二〇の柱の一つである東西線開業を契機とした都市の楽しさを創造するまちづくりの中で、ことし五月二十日、二十一日に G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議の開催に向けて機運が高まる秋保地区については、受け入れ環境を整備するとともに、歴史や伝統文化、自然、そして宮城、仙台の食材などを生かした和食など、すぐれた観光資源を世界のメディアを通じ発信していく絶好の機会でもあります。

現在、歓迎レセプションの開催や語学ボランティアの派遣、地域住民への説明など、開催に向けて着実に準備がされていることを認識しているところでありますが、開催に当たりましては、日本人の心の限りを尽くした万全のおもてなし体制で各国の皆様を迎えていただきたいと存じます。

そこで初めに、前日開催の歓迎レセプションや宿泊先等において、宮城、仙台の海の幸、山の幸の食材を生かしながら、仙台が誇る和食調理人のたくみのわざを生かした食のおもてなしとして、ユネスコ無形文化遺産でもある和食の魅力を全世界にアピールしていただくことを切望しますが、国との調整を含めどのようにお考えかお伺いします。

開催場所となる秋保地区には、国指定重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産の馬場田植踊、長袋の田植踊、湯元の田植踊や、県指定無形民俗文化財の滝原の踊りや、市指定無形民俗文化財の馬場愛宕神社神楽や市登録無形民俗文化財の秋保神社神楽の伝統芸能が多くあり、歓迎レセプション等で披露していただき、開催地区秋保の風土と文化の理解を深めるものとしてぜひ企画していただきたいと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、語学ボランティアの要請をしている件について、通訳者の英語はもちろんですが、どのような言語に対するボランティアを要請しているかをお聞かせください。

また、秋保、仙台の魅力を語学ボランティアの皆様を通じ、サミット参加関係者へ、秋保地区の風土や文化、そして仙台の魅力などを発信していただくためには、語学ボランティアへの研修のあり方も重要であると考えますが、御所見をお伺いします。

開催場所の秋保湯元地区は、主要地方道仙台山寺線、県道秋保温泉線、県道秋保温泉川崎線等、片道交通二車線の道路であり、秋保地区住民にとっては生活道路でもあります。開催期間の交通規制に伴う生活支障への御理解、その周知の徹底が必要であると考えますが、秋保地区全体地域への説明会の開催など、周知方法のあり方とその時期をお伺いします。

秋保地区の G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議の開催や本年三月二十六日の北海道新幹線開通、七月からの仙台空港民営化のスタート等、仙台にとっても外国人観光客のさらなる誘致に向けた取り組みも強化していくものとして文化観光局ができることとなります。東日本大震災により減少した仙台市における外国人観光宿泊客の現状と今後の目標を含めたインバウンドによる観光振興施策について、新設される文化観光局が主導になった今後の取り組みをお聞かせください。

答弁 1. 大槻文博 まちづくり政策局長

国内外から発信力の高い多くの参加者やメディアの方々がお越しになる今回の会議は、歴史、文化、食、産業、温泉など、仙台、東北の多彩な魅力を世界中に発信し、風評の払拭や交流人口の増加、投資促進など、さらなる発展につなげていく重要な機会であると認識しております。

本市内に滞在中の食事につきまして、効果的に仙台、東北の豊かな食材や和食をアピールするため、関係する料理担当者の方々メニュー調整会議を設置し、国との調整を進めております。

また、歓迎レセプションやメディア向けイベントなどにおきましては、ユネスコ無形文化財の秋保の田植踊などを披露し、秋保独自の文化を参加者の皆様に広く御紹介させていただきたいと考えており、現在調整を進めているところでございます。

語学のボランティアにつきましては、英語のみの対応を考えておまして、お申し込みをいただいた百三十名の皆様には、会議参加者をおもてなしするための座学研修に加えまして、地域の食や伝統などの魅力を学ぶ秋保地域での実地研修なども行いまして、存分に力を発揮していただくことで仙台のおもてなしをあらわしていきたいと考えております。

次に、秋保地区の住民の皆様への周知についてでございます。

一月に二回開催いたしました秋保地区の各種団体向け説明会においていただきました御意見、御要望にできる限り沿えるよう調整を行いつつ、現在、三月から順次、地域住民の方々への説明会を開催すべく準備を進めております。

また、広報手段といたしましては、市政だよりの掲載に加えまして、秋保地区の町内会、商工会等の連絡機能を活用した回覧やチラシ配布を行うとともに、宮城県警との協力により、新聞折り込み、ラジオなどを通じた広報など、皆様にできる限り丁寧にわかりやすくお知らせしてまいります。

質問 2. 今後のインバウンドによる観光振興策について

仙台が持つ観光資源においては、私たちから見たよさと外国の方から見たよさは違う場合もあります。今後の施策の展開として、限られた予算の中で外国人観光客に特化した効果的なインバウンド対策を行う意味からも、最重点地域を定め、教育旅行やインセンティブツアーの誘致を図るべきであると考えますが、最重点地域とその施策の今後の展開についてお伺いします。

答弁 2. 奥山恵美子 市長

今後のインバウンドによる観光振興策についてのお尋ねでございます。

昨年訪日外国人観光客数が過去最高となる一方、本市では震災前の水準に回復するにとどまるなど、仙台、東北のインバウンドは厳しい状況が続いております。

この間、本市では、タイを初めとしたアジアからのインバウンド誘致に重点的に取り組み、タイ旅行業協会とのインセンティブツアー促進協定の締結、香港での映像見本市への出展や、アジアからのマスコミの招請などに加え、国連防災世界会議の場において仙台の名を世界に向け発信をいたしました。

本年は、仙台空港の民営化やG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議の開催などの大きな動きがございます。これらを好機としながら、LCCを初めとした新規国際航空路線や大型国際会議の誘致などを進めるほか、タイや台湾を対象としたインセンティブツアーなどの誘致にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、東北各地域のすぐれた観光資源や文化・スポーツイベントなどを組み合わせ、国内外に発信するなど、設置を予定しております文化観光局を中心に、本市が先頭に立って東北全体の魅力向上に努め、仙台経済成長デザインに掲げる目標の達成と東北への交流人口拡大を力強く推進してまいります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係の局長並びに選挙管理委員会の事務局長より御答弁を申し上げます。

質問 3. 妊婦一般健康診査に対する助成制度

次に、妊婦一般健康診査に対する助成制度についてお伺いします。

本市の妊婦健康診査の制度の変遷を振り返ってみると、平成十年度から一般財源化になり、当時は、前期、後期の二回の受診券方式で実施しておりました。平成二十年度からは十回までの助成券方式に改正され、当年七月には里帰り等で宮城県外の医療機関で受診した場合の償還払いの助成も開始し、平成二十二年度にはヒトT細胞白血球ウイルス1型（HTLV-1）抗体検査に対する助成を開始しました。

現状は、平成二十六年に消費税率の引き上げに伴い助成額を変更し、一人当たり助成上限額は、初回券一万八千五百十四円、第二回から十四回券五千六百五十八円、HTLV-1抗体検査二千二百六十三円の総額九万四千三百三十一円となっております。

健診内容は、初回はさまざまな項目があります。問診及び診察（超音波検査）、血圧、体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診、A B O血液型・R h血液型検査、不規則抗体、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、グルコース、貧血、H I V抗体検査、クラミジア抗原検査、風疹抗体検査などがあります。また、二回目以降は問診及び診察（超音波検査）等の定期的な健診が行われます。

今日までの議会等での議論や本市の理解ある取り組みでここまでの改善に、子育て世代として感謝するところであります。そこで、健診費用が助成上限額を上回った場合、差額は自己負担になりますが、現状そのようなケースになられている方はどのくらいの割合になっているか、その割合に対する見解とあわせてお伺いします。

また、来年には消費税が一〇%に上がる予定であります。現時点において平成二十六年のときのように同様の対応を検討されているのかお伺いします。

次に、さまざまな健診項目がありますが、胎児心エコー検査についてお伺いします。

文字どおり胎児の心臓の超音波検査であります。この検査の意義は、単に胎児の心疾患を診断するだけでなく、心臓病がないことをはっきりさせることで、生まれてくる子供に対する御両親のたくさんある不安を少しでも軽減させることにあります。

仮に重篤な心疾患を胎児期に発見したときには、心のケアを含め御両親に十分な時間をかけて包括的に説明し、生後すぐに処置が必要な疾患では、生まれた後の子供の受ける医療の内容を説明し、生後に予想される変化をどの時期にどのような治療を行うのが最もよいのか、手術を行うとした場合にはどの施設で行えば等の予想される準備対応ができます。

もっと簡潔に言うのであれば、この検査を受けることで、医学の発展により未来への希望となる多くの助かる命の可能性が格段に高まります。これは、仙台市のホームページに記載してある「妊婦健康診査は、すこやかな出産を迎えられるよう、赤ちゃんの成長や妊婦さんの体調を確認するために、また、病気などに早く気づき対応するために、定期的に受けることが必要です」の考えに合致するものではないでしょうか。

この検査がまだまだ一般的に認知されていないことも踏まえ、本市での胎児心エコー検査の現状の認識と整理すべき課題などがあればお聞かせください。

また、病院によって費用負担の変動がありますが、助成金を組むことも検討の価値があると考えますが、お伺いします。

答弁3. 板橋秀樹 子供未来局長

私からは、妊婦健診に係る二点の御質問にお答えをいたします。

初めに、妊婦一般健康診査に対する助成制度についてでございます。健診費用が助成上限額を上回り、自己負担が発生しているケースにつきましては、一回ごとの受診費用で見ますと、全体の件数のおおむね八割程度と把握しております。一方、受診回数のおおむねにおきましても、助成の対象となる十四回を超えたことにより自己負担が発生する方がいらっしゃることを、母子健康手帳への記入内容などから把握しているところでございます。

多くの方に自己負担が発生している背景には、医療機関における金額設定、受診する検査項目、妊婦や胎児の状況などがあるものと認識をいたしておりますが、なお、その詳細については分析を行う必要があるものと考えております。

また、今後の消費税率の引き上げに伴う助成上限額の改定につきましては、平成二十六年に上限額を引き上げた経過も踏まえ、仙台市医師会等とも協議の上、適正に対応してまいりたいと存じます。

次に、胎児心エコー検査の現状認識と課題等についてでございます。

胎児心エコー検査は、専門的な技能を備えた医師により、治療の一環として実施される場合に保険診療の対象となるものであり、そのような条件下において最も効果が高い検査方法であると認識をいたしております。

一方、治療の有無にかかわらず、妊婦の方の希望に基づき検査を受けることもできますが、その場合は自由診療となり、全額自己負担になるといった課題がございます。

仮に、広く妊婦の方が受診する妊婦健康診査の検査項目に加えることとする場合には、導入による効果、市内医療機関における実施体制、導入コストなど、さまざまな観点から検討していく必要があるものと考えております。

今後、専門家の意見等も伺いながら、そうした点について調査、分析を進めた上で、どのような対応が可能であるか検討してまいりたいと存じます。

質問4. 十八歳選挙権に対する本市の取り組み

最後に、十八歳選挙権に対して本市の取り組みについてお伺いします。昨年六月に公職選挙法が改正され、施行日である本年六月十九日以降に行われる選挙から選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられ、この夏の参議院選挙から適用される見込みとなっております。高校三年生でも十八歳に達した生徒が実際に選挙権を行使する日が迫っております。

近年、各選挙のたびに投票率の低下傾向が続き、特に若い世代の投票率が低調であると言われる中で、さらに若い世代まで選挙権年齢が拡大するわけですが、若い世代の政治や選挙に対する意識を高めていくことは投票率の向上の必須の要件であると考えます。

新たに選挙権を得る若い世代に対して、みずからの人生の中で最初の選挙に参加する、その動機づけが大変重要であり、その一票の大切さを感じてもらうことで今後継続した投票行為にもつながると考えますが、広報活動も含め選挙管理委員会としては具体的にどのような働きかけを行っているのかをお伺いします。

十八歳に達した生徒は、選挙権を得ると同時に選挙運動を行うことができるようになります。選挙運動には、公職選挙法上さまざまな制限があり、生徒が意識せずに法律で禁止されている行為を行うことが危惧されるところであります。政治や選挙に熱心に取り組んだことが裏目になって法律違反に問われるようなことがあってはならないし、本人の将来にマイナスになるようなことは避けなければなりません。

具体的にどのようなことが許され、どのようなことが禁じられているかを、高校生にもわかりやすいように、選挙運動の仕組みも啓発活動の中に盛り込むべきと考えますが、御所見を伺います。

また、学校生徒が選挙権を持つ上で、教育環境の政治的中立性の確保も重要なことであります。

昨年十月には、宮城県柴田農林高校の社会科学部が行った時事問題に関する校内アンケートで、安保関連法案をめぐる設問に、安保関連法、括弧書きで戦争法の目的はアメリカが行う戦争の肩がわりと言われるが、どう思うかという不適切な表現があり、学校側が生徒と保護者らに謝罪。さらには、昨年十二月、埼玉県春日部市の市立中学校の男性教諭が九月に、ホームルームで安全保障関連法への反対デモを取り上げた共産党機関紙のコピーと安倍首相の七十年談話を欺瞞と批判する文書を配付、その後、校長が教諭を指導したが、十二月に再びマイナンバー違憲訴訟の記事を張り、国家による管理、統制、つまりは昔歩んだ危険な道のりへの後戻りを感じさせるなどと記述し配付したこと等々報道がされており、学校教育現場においては決してあってはならないことであります。

このように、明らかに政治的中立性を欠く不適切な表現や指導方法が行われた場合、教育委員会の対応をどのようにお考えかお伺いします。

また、選挙年齢が十八歳に引き下げられるのを踏まえ、学校教育の中で生徒が政治的課題を学び研究に取り組むことが、これからはそのままの生徒の投票行動に直結していくことにもなっていく時代となります。

社会的に見解が分かれる課題は一面的な指導にならないように教員の配慮が必要であります。市内小中学校へのガイドライン等の通達を行っているのかお伺いします。

答弁 4. 木村純一 選挙管理委員会事務局長

近年、投票率の低下傾向が続く中で、若者の政治参加が重要な課題となっております。十八歳への選挙権年齢の引き下げは、若い世代が政治や選挙に関心を持ち、これからの社会形成に参画してもらう大きな契機と考えております。

今年度は、教育委員会や学校と連携しながら、高等学校の二学年、三学年の生徒を対象に選挙出前授業を十二回行うこととしております。出前授業では、選挙の仕組み、候補者を選ぶための情報収集の方法等を説明し、模擬投票を体験してもらうという構成としておりますが、初めて選挙権を行使する選挙におきまして実際に投票することは、今後の投票率向上に効果があると考えますので、生徒の意識や理解が深まるよう取り組んでいるところでございます。

次に、公職選挙法の違反行為に関する高校生への啓発についてでございます。

例えば、インターネットによる選挙運動におきましては、有権者はフェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービス、SNSのメッセージ機能を使用して友人に投票依頼することはできますけれども、電子メールにおきましては、これはできないといったことがございます。また、同級生であっても十八歳未満の方は選挙運動が禁止されているということもございます。

高校での出前授業におきましては、こうした具体例を挙げながらわかりやすく説明を行い、生徒が違法な選挙運動を行うことのないよう取り組んでいるところでございます。

次に、この夏の参議院議員選挙が衆参同日選挙となった場合の準備についてでございます。

参議院議員選挙に向けましては、公正で正確な投票事務処理となりますよう、事務改善に引き続き取り組むとともに、衆参同日選挙となる場合も想定いたしまして、手狭な投票所を変更する可能性や必要となる人員体制の検討など各種準備を進めており、適正な選挙執行となるよう努めてまいり所存でございます。

質問 5. 主権者教育について

選挙があれば投票に行くことを認識してもらうことは当然であります。単に投票に行くことにとどまらず、異なる価値観に基づく多様な主張の中から、みずからの判断で権利を行使できるようになることもまた大事であります。そのためには、日ごろからさまざまな課題を多面的、多角的に捉え、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し、行動していくことを身につけていく必要があると考えます。

十八歳への選挙権年齢の引き下げを前にして、そうした主権者を育てていくために学校現場ではどのような姿勢で進められておられるのかお伺いします。

先般の仙台市議会における子ども議会で、仙台市内の小学生が議会の見学の際に興味を持っていたのは模擬投票であります。現在使用の紙幣の肖像画四人を候補者に見立て、模擬投票体験をしておりました。こうした光景を目の当たりにすると、義務教育段階で全ての市内小中学校で模擬投票の実施を提案いたしますが、教育長の御所見をお伺いします。

また、開票作業についても、この夏の参議院選挙では衆参同時選挙が行われる可能性があります。仮にそのようになると、投票用紙は五種類になり、特に参議院選挙の比例区においては、党名の記載のほかにも全国の候補者の個人名の記載になり、仕分け等の作業が多くなります。昨年の仙台市議会議員選挙や宮城県議会議員選挙でも大幅な開票作業のおくれがありました。準備体制について選挙管理委員会にお伺いします。

答弁 5. 大越裕光 教育長

十八歳選挙権に係る数点のお尋ねについてお答えいたします。

初めに、授業等における不適切な表現や指導方法に対する教育委員会の対応についてでございます。

学校において授業の指導内容や指導方法に関して不適切な行為があった場合には、当該教員に対して問題点を指摘し、指導するとともに、教育委員会が直接学校現場に向き授業改善を図るよう、厳正に対処してまいりたいと存じます。

次に、市内小中学校へのガイドライン等の通達についてでございます。

教育委員会といたしましては、教育基本法を初めとする関係法令等を遵守し、教育の政治的中立性を確保するように、文部科学省からの通知とともに全市立学校に対して指示する文書を発出するなど、指導の徹底を図っております。

また、学習指導要領に基づき授業を行うことや、多面的、多角的に取り扱うよう、学校内で複数の教員間で検討し、校長がその状況を把握することにより、教育の公正・中立性の確保を図っているところでございます。

高等学校等における主権者教育に対する取り組みについてでございます。

これまでも主権者にふさわしい政治的教養の充実を育む教育を行ってまいりましたが、今回の選挙権年齢の引き下げを受け、より具体的で実践的な指導が求められております。今回、国が新たに作成した副教材等を効果的に活用し、公民科を中心とする教科指導だけでなく、ホームルーム活動や生徒会活動等も活用し、学校教育全体を通じた系統的、計画的な指導に努めてまいります。

また、新年度に十八歳となる現在の市立高校の二年生を対象とし、選挙管理委員会と連携した模擬投票を含む出前授業も実施しているところであり、生徒一人一人がみずからの判断で権利を行使できる取り組みをさらに進めてまいります。

最後に、市内小中学校における模擬投票の実施についてでございます。

現在、小学校六年社会科で生活と政治、中学校三年社会科公民的分野で国会等の議会政治や選挙の意味等に関する学習を行っているところでございます。

今回、公職選挙法が改正されたことを踏まえ、模擬選挙など実践的な活動を取り入れることが求められており、現在小学校で行っている選挙管理委員会の出前講座や中学校での生徒会選挙等を活用し、今後も選挙を体験する授業等を進めてまいりたいと存じます。